

方
施

旨大依方針ヲ授ケタリ
依ヲ西田總領事ハ在留民中ヲ十九名
ノ諮問委員ヲ選ヒ同總領事倭ノ損害査
定ヲ基礎トシテ更ニ各箇人ノ被害額ヲ評
定セシメタル上
死之者一六名ニ付シ合計 二〇、〇〇〇円
負傷者一五名ニ付シ合計 一、八五〇円
被拉致者一二名ニ付シ合計 三、一五〇円

外務省

財産被害者一七九名ニ付シ合計 一二五、〇〇〇円
以上 總計 一五〇、〇〇〇円
ノ込分ニ依リ支給額ヲ決定シ本年一月二十
一日附ヲ以テ業認方京申シ来レリ依テ
器ニ審査ヲ加ヘタル上二月三日之ヲ業認
シタル結果同七日同總領事倭ニ料ラズ
々支給ヲ了セリ

外務省

支拂

ノ案件ニテ貸付ケ更ニ民間ヲシテ不動産
擔保貸出、商品若クハ有價証券擔保貸出
信用貸出、三種ニ区分シテ貸出サシムルナ
リ総領事指導ノ下ニ民間ヲシテ具体事業ヲ講
究セシメタル結果、去年十二月廿四日、至リ右
三種ニ区分金額ヲ
不動産擔保貸出 一四〇、〇〇〇円
商品若クハ有價証券貸出 一三〇、〇〇〇円

外務省

第二、業務復活資金貸付
本貸付ハ民間ヲ對象トシ
金額 三五〇、〇〇〇円
期限 十五箇年
償還方法 五箇年一括償還以後十箇年均分
償還
利息 年三分、当初三箇年零利息
担保 無し

外務省

利息	年六分
担保	海商所在、土地、 ^木 家屋
保証人	二名以上
貸出額	担保債額、七割以下
(二) 高島若クハ有價証券担保貸出	
(一) 海商銀行ニ運用ヲ委託スルヲ	
(四) 銀行ハ民國ニ付シテ年四分ノ利息ヲ拂フヲ	
(三) 銀行ハ民國ニ付シテ委託金額ト同額ノ擔保	

外務省

信用貸出	八〇、〇〇〇円
ニ配分シ、不動産擔保貸出ハ民國直轄トスル	
モ高島若クハ有價証券担保貸出ハ海商銀行ニ	
又信用貸出ハ利率ニ設定セシムルニ付テハ信用組合	
ニ運用ヲ委託スルノ案ヲ立テテ而シテ右込分	
貸出ノ条件トシテハ大体	
(一) 不動産擔保貸出	
期間	十箇年以内

外務省

(一)	信用組合ニ運用ヲ委託スル事
(二)	組合ノ民國ニ付スル利息及債是方法ハ
(三)	ト同断
(四)	組合より擔保ヲ徴セザル事
(一)	貸出期間六箇月以内
(二)	利率日歩二銭五厘
(三)	貸出額 三、〇〇〇円以内
(四)	保証人 二名以上

外務省

(一)	貸出額ハ擔保物件ノ價格ノ八割以下
(二)	貸出期間ハ三ヶ月以内
(三)	信用貸出
(一)	貸出利率日歩二銭五厘
(二)	貸出ト同率ノ利息トスル事
(三)	銀行ノ固有ノ資金貸出ニ於テモ委託金
(四)	圓平均合債是
(一)	委託期間十五箇年 五年据置以後十
(二)	ヲ提供スル事

外務省

等諸案、起草ヲ急キ本年二月ニ至リ諸
 般ノ準備相吉進捗シタルヲ以テ西田總長
 〃豫テ有テ示達シタル所ニ基キ外務大臣
 代筆トシテ民國ニ對シ貸付命令書ヲ交付
 〃同十七日、臨時民會ニ於テ
 シ民國ハ借受ノ意思ヲ決定スルト共ニ前
 記諸案ヲ可決シ總領事ヲ之カ承認方
 向ニ越セリ
 右諸案ノ骨子ハ豫テ有テ示達シタル所ニ

外務省

一 諸項ニ依ルテ之ニ基キ
 業務復活資金貸出條例
 一 特別會計條例
 一 審査委員會條例
 一 貸出細則
 一 民國ハ海軍銀行ト委任契約
 一 民國ト信用組合ト委任契約
 一 信用組合契約

外務省

321

電話第 1952 番
5年3月7日 6時0分

次官閣下
不承も送附書
ヲ送附之因リ
會計課長

至急

管主 田中 龍雄 主任 田中 龍雄 (起草昭和 年 月 日)	件 業務復活資金ニ関スル件	宛 在 済 邦 西田 總 領 事	附 録 第 一 四 號 至 急 及 林 密 本 一 〇 一 号 共 修 也
名 込 級	發	幣 原 大 正	

信用組合取組案、同貸出細則案、民
國上海南洋銀行及信用組合ト、若契約
案ハ 副電ノ通リ 修正セシメタル上何

電信案

外務省

3.2

電信課

電 信 案

(原議用紙甲)

321

320

三 込 令
付 録 二 号
手 七 七 七

半採シタルモノナルヲ以テ大体ニ於テ承認シ
得ルモノナリシモ 修繕上又ニ修繕上相違修
正ヲ要スルモノアリタルヲ以テ之ヲ指摘シ修正
セシムルコト、シテ三箇、常例及貸出細則案ニ付
テハ二月廿七日 其他ニ付テハ三月三日ヲ以
テ 海防委員會ニ會テ電訓セリ
為以上ノ措置ニ付テハ本件資金支出ノ行態
上テニ大差有ト判断ハセ其ノ同意ヲ仰タルモノトス

外務省

320